［様式を削る。］
［様式を削る。］
［様式を削る。］
様式第３（第49条関係）　［略］

別表第十五　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条の二**　［１～４　略］ ５　この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） **第一条の二**　［１～４　同上］ ［項を加える。］
［条を削る。］	（放射能濃度に関する確認実施要領書） **第三条の二**　原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（放射能濃度確認証） **第四条**　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。 一　法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。 二　放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。	（放射能濃度の確認等） **第四条**　原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認をしたときは、確認証を交付する。 一　放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が、法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に基づき行われたこと。 二　放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が、第二条に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。
（測定及び評価の方法の認可の申請） **第五条**　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～九　略］ 十　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム ２　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。 一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。 二　放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。 三　評価単位に関すること。 四　評価対象放射性物質の選択に関すること。 五　放射能濃度を決定する方法に関すること。 六　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。 七　放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。 八　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。 九　［略］ ３　［略］	（測定及び評価の方法の認可の申請） **第五条**　［同上］ ［一～九　同上］ ［号を加える。］ ２　［同上］ 一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること 二　放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること 三　評価単位に関すること 四　評価対象放射性物質の選択に関すること 五　放射能濃度を決定する方法に関すること 六　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること ［号を加える。］ 七　放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること 八　［同上］ ３　［同上］

様式第３（第49条関係）　［略］
様式第３の２（第49条関係）　［略］
様式第４（第49条関係）　［略］
様式第５（第51条関係）　［同上］